

令和元年12月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

11番 藤川 博和 君

3番 宮川 一幸 君

第 2 報告第18号 専決処分の報告について

第 3 報告第19号 専決処分の報告について

第 4 議案第42号 御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第43号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第44号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第45号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 8 議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

第 9 議案第47号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第48号 御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第49号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第50号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第51号 御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の

一部変更について

第15 議案第53号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第6号）について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯 雄 君	2番 井藤 はづき 君
3番 宮川 一 幸 君	4番 福本 悟 君
5番 田上 英 司 君	6番 増田 安 至 君
7番 森田 優 二 君	9番 福永 啓 君
10番 田上 忍 君	11番 藤川 博 和 君
12番 清水 聖 君	13番 井本 昭 光 君
14番 池田 浩 二 君	

3 欠席議員（1人）

8番 岩永 宏 介 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（19人）

町 長	藤木 正 幸 君	副 町 長	野中 眞 治 君
教 育 長	本田 恵 典 君	総 務 課 長	藤野 浩 之 君
企画財政課長	坂本 幸 喜 君	税 務 課 長	上村 欣 也 君
町民保険課長	宮崎 尚 文 君	福 祉 課 長	西橋 静 香 君
こども未来課長	田中 智 徳 君	復 興 課 長	島田 誠 也 君
健康づくり支援課長	本田 太 志 君	農 業 振 興 課 長	井上 辰 弥 君
商工観光課長	作田 豊 明 君	建 設 課 長	野口 壮 一 君
環境保全課長	緒方 良 成 君	会 計 管 理 者	上村 清 美 君
学校教育課長	西本 和 美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝 久 君
監 査 委 員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） 本日の会議を開きます。

本日は、8番、岩永宏介君より欠席の申し出がっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○11番（藤川博和君） 11番、藤川です。事前に通告いたしました質問について質問いたします。

災害公営住宅及び民営住宅の運用について。未完成の災害公営住宅も上高野地区だけになりました。令和2年2月に完成の予定です。現在、仮設住宅の入居者の状況と仮設住宅の解体の終了の時期はいつか。

2番目に、仮設木造住宅の改修後、町営住宅は何戸になるか。地震後民間アパートも増加しているが、今後、町営住宅の運用計画はどうなっているか。

これ以後の質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 藤川議員の災害公営住宅及び町営住宅運用について、お答え申し上げます。

御船町においては、被災者の住まいの再建を支援するため、町内7カ所に100戸の災害公営住宅を整備することとしています。これまで87戸が完成し、残る上高野団地13戸についても令和2年2月末の完成を目指して、順調に工事が進んでおります。

こうした災害公営住宅の完成や自宅再建等が進み、応急仮設住宅からの退居も進んでいることから、11月末現在の建設型応急仮設住宅の入居の状況については、63世帯、153人となっています。また、仮設住宅の解体についてですが、すべての仮設住宅の解体が終了する時期については、令和2年10月以降となると見込んでおります。

次に、令和元年度末の災害公営住宅木造単独住宅を含めた町営住宅の総数は543戸となる予定です。今後の運用計画についてですが、今年度改訂作業中の町営住宅等長寿命化計画において、将来的な町営住宅の管理戸数を計画の最終年度となる令和11年度においてお

おむね470戸と制定し、団地ごとの事業手法を選定していくこととしています。

その他詳細については、担当課長より答弁させます。

○11番（藤川博和君） 今現在、仮設住宅の入居者数には説明がありました。すべての入居者が退居されるのはいつ頃の予定か。それと、仮設住宅の11月までの解体状況はどうなっているか。

○復興課長（島田誠也君） お答えいたします。

まず、建設型応急仮設住宅からの退居についてですが、現在のところ、令和2年9月頃を見込んでおります。

また、11月末現在の解体の状況についてですが、11月末までに下高野仮設団地、七滝仮設団地、ふれあい第2仮設団地、陣仮設団地の4団地の建物の解体が完了をしております。

○11番（藤川博和君） 次に、木造仮設住宅の改修工事についてですけど、今はどのようになっているか、また、木造住宅に現在何人入居されておりますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

木造仮設住宅を町の単独住宅として利活用している4団地の整備状況についてですが、田代東部仮設団地及び西木倉団地については、既に改修工事に着手をしているところです。主に、団地内の道路や駐車場の整備、それから仮設で設置しておりました浄化槽の埋設工事など、入居された状態でも工事を進めているという状況になっております。残る滝川団地、南木倉団地についても現在設計業務を作業中でありまして、設計が完了次第、順次改修工事を行う予定としております。

12月1日現在の入居者の状況ですが、仮設住宅として入居されている方も含めまして、南木倉団地は28戸中18戸、西木倉団地は8戸中7戸、滝川団地は17戸中13戸、田代東部団地は13戸中6戸が入居という状況になっております。

○11番（藤川博和君） 木造住宅はそのまま利用されるということでしたが、最近マスコミに日奈久断層のひずみが蓄積し、熊本から八代にかけては、熊本地震と同程度の地震が起きるだろうと報道がなされておりますけれど、この木造住宅は以前聞いたときは、住宅に対しては若干不都合なところということで聞いておりましたけど、それは地震の耐震性あたりは十分建築基準法にはマッチしておりますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

以前の説明の中で、そういったお話があったかどうかというところが定かではありませ

んけれども、町営住宅として管理していく上では免責の要件とか、いろいろなものが、公営住宅法にのっけていくためには、そういったのがあったかと思います。今回、木造住宅をそのまま利活用するというので、県にも確認をしたところではありますが、木造住宅につきましても、建築基準法の耐震基準を満たしているということで、震度6強から7に達する程度の揺れにも倒壊、崩壊しない水準であるということを確認をしているところでございます。

○11番（藤川博和君）　ということは、今の木造住宅で十分ということですね。

そうすると、今課長が言われた、現在66戸中のうち34戸が入居されている。あと、やがて半分がまだ空き屋になつとるですたいね。この空き屋に対して、地震災害被災者以外でも入居ができますか。

○復興課長（島田誠也君）　木造住宅につきましては、町の単独住宅ということで条例も整備して設置をしているところでございます。

まずは、熊本県から譲渡を受ける際、被災者の住まいの再建を最優先という形での譲渡を受けている関係もございます。今空いているところにつきましても、まだ仮設住宅に入居中の方も多数おられますので、そういった方たちの住まいの再建がおおむねめどがつくまでは、被災者の方を優先的にと考えております。

また、老朽化した町営住宅もかなりございますので、そちらからの住み替え先としても利活用を考えているという状況です。

そういった方たちの住まいの再建がある程度めどが立った時点で、それでも空きがあるようであれば一般の公募という形でも進めてまいりたいと考えております。

○11番（藤川博和君）　まだその具体的な日時はわからんですたいね。要は、一応県内の状況を見てからもされると思いますけど、町独自のあれはできないということですかたいね、これは。

○復興課長（島田誠也君）　災害公営住宅の入居につきましては、熊本県の各他自治体の状況等も見ながら、再建の状況等も勘案しながら、公募の時期については考えていく必要があるかなと思っています。ただ、単独住宅につきましては、町独自の住宅というところでもありますので、ある程度町のほうでの再建状況が落ち着いた時点で、一般公募に切り替えていくことが可能ではないかなと考えています。明確な時期というのは、なかなか現時点では申し上げにくい点がございます。

○11番（藤川博和君） 次に、募集の件についてお聞きしますが、広報みふねやホームページにおいて、町営住宅の入居募集を行っておられますが、災害公営住宅と町営住宅との入居の条件の違いは何かありますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

災害公営住宅と町営住宅の入居条件の違いは何かというお問い合わせですが、災害公営住宅の募集に関しましては、熊本地震により御船町で被災し、住宅が滅失した人ということ。それから、加算支援金の申請及び受給をしていない人ということ、入居資格として設定している点が、通常の町営住宅の入居条件とは異なっている点ということになります。

○11番（藤川博和君） 今課長が災害公営住宅の入居条件に、罹災証明です。この証明の提出となっておりますけど、この罹災証明には期限がありますか。そしてまた、罹災証明書を持っておれば、いつでも入居申し込みができますか。

○復興課長（島田誠也君） 罹災証明書の有効期限については、その方が熊本地震において、御船町で被災をされたという証明になりますので、有効期限の定めはありません。ただし、災害公営住宅への入居募集について、罹災証明書を持っていれば、いつまでもいつでも入居ができるかというお問い合わせだったかなと思いますが、ある程度被災者の住まいの再建が進んだ時点では、一般公募に切り替えていくことになろうかと思いますが。そこまで十分な周知をした上で、切り替えた時点では、罹災証明書を持っておられるからといって、もう普通の一般公募と同じ要件で募集をするという形になりますので、災害公営住宅としての罹災証明の効力というところに関しては無限であるということはないと。ある程度町が定めた期限内に申請がなければ、もう罹災証明書があっても災害公営住宅に優先的にという形にはならないのかなと思っております。

○11番（藤川博和君） 罹災証明書の期限ということはあれですけど、この罹災証明書を持っていて、今現在町営住宅に入居されている人が、災害公営住宅に申し込みはできますか。

○復興課長（島田誠也君） 今のお尋ねは、罹災証明書を持っている方が、現在町営住宅に入居されていて、また災害公営住宅に申し込むことができるかということですね。はい。

今回、一丁目のほうで、災害公営住宅に空きが出て、今公募をかけているところですが、その中で、一度災害公営住宅にお申し込みをいただいて、抽選の結果、災害公営住宅が当選しなくて、やむなく町営住宅に入って再建を済まされているという方もおいでになります。その方が災害公営住宅にどうしても入りたいということであれば、一応今

回の募集要件としては罹災証明を持っていて、住宅が解体をしている人と、それと加算支援金を受けてないと、そういった条件をすべてクリアをされておるのであれば、入居資格として可能としております。

○11番（藤川博和君） はい、わかりました。

次に、収入の件について、条件が、収入基準の月額が15万8,000円以下となっておりますけど、この月収というとはどういう意味ですか。普通の給料の月収ですか、それともいろいろ違う算出がありますか。

○復興課長（島田誠也君） 町営住宅等を募集する際に月収が15万8,000円以下とかいう形で募集をかけさせていただいております。この月額15万8,000円という金額ですが、通常の世帯の、通常の給料の収入、月収額というのとは若干意味合いが異なりまして、これは公営住宅法で定められている政令月収というものになりまして、入居者全員の合計所得、皆さんの収入合計ではなくて、所得の合計という形になります。所得の合計から入居される方の人数に応じて扶養控除であったり障害者控除であったりとか、寡婦控除であったりとか、そういったもろもろの控除額を差し引いたものを12で割ったものが政令月収という形になっております。なかなか一般の方にはわかりづらい金額になっているかと思いますが、一応規定としてはそういった形になっております。

○11番（藤川博和君） それと、例えば夫婦で、夫が20万円、妻が10万円、合計30万円です、月給。それに扶養が子ども2人おられたとした場合は、これが平均だろうと思いますが、これは入居は可能になりますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

先ほどの想定でいきますと、父親の月収が20万円、母親の月収が10万円と、世帯の合計は30万円、子どもが2人おられるということで、まずは、父親の年収は20万円の12倍ですので240万円になるかと思えます。母親の年収は10万円の12カ月分なので120万円ということで、これをそれぞれ所得に直すと、一応父親の所得が大体150万円になります。母親の所得は55万円という形なりまして、合計所得金額が205万円という形になります。それから同居される親族が、御本人を除いて奥様と子どもお二人という形になりますので、お一人当たりの扶養控除が38万円ありますので、3倍をした114万円が控除の額となります。その他の控除はもうないという前提でお答えをさせていただきますが、合計所得金額は205万円から3人分の扶養控除の114万円を控除した後、算定される所得額としては91万円、それを12

で割ると、大体先ほどの政令月収が7万5,000円程度になろうかと思います。7万5,000円になりますので、収入区分は1で、1はゼロから10万4,000円という階層区分があるんですが、その中に該当するというので、町営住宅の入居要件は、収入だけで見た場合の要件としては町営住宅の入居に資格があると判断されると思います。

○11番（藤川博和君） 大体わかりましたけど。地震後、民間アパートが相当増加しておりますけど、今の災害公営住宅ができて、相当公営住宅も増えましたけど、この町としては、公営住宅と、この民間アパートのバランスです。先ほど言われました、若干20年後は公営住宅を減少していくという、そういうバランス的なことは何かシミュレーションか何かされておりますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

議員がおっしゃるとおり、最近では民間のアパート等が御船町においても増加している状況でございます。バランスというのがなかなか難しいところではありますが、今年度改定作業を行っております町営住宅の長寿命化計画におきまして、町営住宅の将来の目標管理戸数を現在の543戸から、計画期間の最終年度の令和11年度に470戸、20年後の令和22年度には371戸と設定をしているところであります。

町としての町営住宅の本来の目的というのもございますので、そういった目的に照らし合わせて、必要最小限の管理戸数に持っていきたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 今の回答では20年後にはだんだん公営住宅が減少するという、それはその不足分は民間住宅で補わなければならないのですね。そうすると、民間住宅が増えるということは、税務課長、どうですか。町の税制としてはいい傾向になりますか。

○税務課長（上村欣也君） お答えします。

まず、地目が変われば税額も変わるかなと思っています。例えば農地であってそれを宅地にした場合の、その倍率ですけれども、大体100倍ぐらいということで、これは大まかな倍率ですけれども、そうすれば当然税率も上がるということです。

○11番（藤川博和君） 今、課長が言われた農地から宅地へと、これによって相当固定資産の税収は上がるということですね。やっぱりそれになってくると、2年後、コストコあたりが進出してきますけれども、町としては、どちらかという民間住宅そしてまた民間アパートですね。大いにそういう増加する計画を持たれていかれていただきたいと思いますが、どうですか、企画財政課長、そういう計画は何かありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 年間にコストコには大体150万人ぐらいの来客者があるということで、今議員がおっしゃるとおり、これをどう御船町に回遊させるのか。それともう一つ、今言われたように、移住・定住の促進です。これが今からの御船町の課題だと私は考えております。

御船町としましては、やはりこの定住促進は、御船町の最重要施策の1つだと考えておりますので、ここに関しましては、民間の事業所を活用して、民間に呼びかけをしていきたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 今からこういうアパート経営も厳しくなると思いますけれども、この公営住宅建設において、何か民家住宅に対しての被害か何か起きましたか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

災害公営住宅の建設によって民家住宅等への被害がなかったかということかと思えます。

一応、町営住宅の旭町団地の災害公営住宅の整備につきまして、住宅の入口付近の住家の排水路等があふれまして、玄関先まで水が入ってくるという被害が、6月の豪雨時に発生をしております。

○11番（藤川博和君） その被害に対しては、何か対策、対応はされておりますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

応急的な対応として、住宅の前面に土のう積みを行いまして、応急的な対応をしたところでございます。また、今現在対応策について、建設課と協議を行っておりますが、浸水解消のためには道路排水が団地内の水路を流れているという状況が問題があるのではないかなと考えております。当地区の状況をよく御存じの議員にも御助言をいただきながら、対策を検討したいと考えております。

○11番（藤川博和君） この地区は、大体今まで5回ほど大きな水害が起きたときに、ほとんど被害に遭ったところの場所です。特にハザードマップでも、これは御船町でも危険地帯、地域に示されておりますけど、そういうところを考慮はされた上の住宅建設だったんですか。

○復興課長（島田誠也君） 災害公営住宅の整備にあたり、ハザードマップ上で浸水想定区域と指定されている点が、考慮がなされたのかということのお尋ねだと思います。

整備に当たっては、当然その地域が浸水区域ということもありまして、住宅の部分では

用地の嵩上げ、あと雨水浸透柵設置や透水性の高い舗装等によって、団地の中の整備を行ったという状況にあります。

○11番（藤川博和君） その結果ああいう浸水も発生しましたが、今後の対応を考えておられるけど、大体どういう、具体的な案はできておりますか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

先ほど申しましたように、建設課と道路排水関係等もございますので、協議を重ねているところがございます。まだ具体的な方法というのは決定をしておりますが、道路排水が住宅内の排水のほうを通って、排水先のほうへ流れているという状況をひとつ改善する方法がいいのではないかとという方向づけ。あとは、駐車場内にたまる水あたりをどう排出していくかということも検討課題かなと考えております。

○11番（藤川博和君） あの地区は、大体右岸側の面が、ずっと牛ヶ瀬のと一緒のように最終的に流れて、西往還沿いの田んぼへ流れていく構造になっているとです。だからどうしても道路関係の排水を考えてどこかに排水せんと、結構内水氾濫が起きる場所ではあるとですよね。私もあそこに40年間おって、4回水害に遭っておりますので、まず、水の流れをどちらに排水するかということをよく検討していただきたいと思います。

次に、それに関連して、今年は9月から台風19号、10月の大雨によって、東北、関東地方には甚大な水害が発生しました。御船川においても、今言いましたように、戦後5回大水害が発生しております。御船川は時間雨量何ミリで氾濫する、で大体堤防あたりを建設されておりますか。

○建設課長（野口壮一君） 雨の降り方や降る場所によって河川の影響が大きく変わります。

氾濫に対する雨量の目安というのは大変難しいところなんですけど、直近の10年の最も水位が高くなったのは平成28年6月21日の深夜からの豪雨であり、最大時間雨量が119ミリ、総雨量が350ミリを観測しました。御船川の水位がその時点で4.32メートルを御船橋のところで観測をされております。堤防高と水位の差は左岸、右岸ともに約1.6メートルの差はありましたというものになっております。

どこで氾濫するかというものの1つの目安として、御船町の防災マップに洪水浸水想定区域というものがされているわけなんですけど、この中でも12時間の総雨量が595ミリに達した時点で、御船町一帯が浸水しますよというハザードマップの内容にはなっています。

○11番（藤川博和君） 今、課長からの595ミリで氾濫というか、越水が起こると言われたけど、

この堤防の高さ、右岸、左岸は同一ですか。若干違いますか。

○建設課長（野口壮一君） これも国土交通省に確認をしております。右岸、左岸の堤防の高さに若干の違いはあるということですが、兩岸とも計画堤防高は満足をしているという回答でありました。

○11番（藤川博和君） 牛ヶ瀬から一丁目の堤防は頑丈に造ってあるから、堤防が決壊するということは考えられないと思うとです。一番心配するのは越水です。水がオーバーして越える。今言われたどちらかに差があるということは、差のあるほうには水害が発生するという、そのデータがありますので、それに対して水害対策に十分考えていただきたいと思っています。

それで、この水害が、そっちのほうで起きた場合、内水氾濫もありますけど、そういう発生するところに町営住宅はありますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、御船川の浸水想定区域というのが定められております。先ほど建設課長からありましたとおり、12時間最大で595ミリの雨が降った場合、浸水想定ということがなされております。これは想定最大規模ということですが、その中には町営住宅も存在はしております。

○11番（藤川博和君） これは仮定ですが、もし町営住宅が水害の被害に遭った場合、これに対する町のそういう被害に対する補修、修理などの、そういう何か規定か何かありますか、基準です。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

御船町営住宅の修繕取扱要領では、通常の修繕の取り扱いについては定められておりますが、災害時、大雨であったり台風であったりとか、そういったときの修繕等については、別途協議の上定めるとされておりまして、災害時の対応につく明確な基準というものはございません。ただ、災害の規模や災害復旧の支援制度などの有無に応じて、町全体の復旧状況に配慮をしながら、町として対応していくということになるかと思えます。

○11番（藤川博和君） 今、課長が言われたので、その場その場でやっていかんと、こういうのはできないと思います。一番私が言いたいのは、今度ふれあい広場の仮設住宅がいつ解体できて、これがいつ復旧するかというと、これは町民の皆さん、特に若い人たちが一番希望されておりますので、大体、具体的にいつ頃公園が復旧の予定ですか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

ふれあい広場の仮設団地につきましては、入居者の方の退居予定時期が令和2年1月となっておりますことから、早急に解体の手続を進めたいということで、既に解体業者の調整も進めており、2月から解体の作業に入っていく予定としております。ただし、埋設物の撤去とか、芝張り等の原状復旧の部分が4月以降にずれ込むかなと見込んでおります。

また、全協でも説明がありました観光拠点施設の整備との兼ね合いもありますが、公園としての復旧は令和2年の夏頃になると見込んでおります。

○11番（藤川博和君） ということは、解体と同時にもうすぐ公園化という復旧工事を行うということですね。

○復興課長（島田誠也君） 上物の解体を先に済ませて、それから地下に埋設されている配管とかそういったものを取り除いた後に、芝張りというんですか、もともとの芝が張ってあった状態に戻していくという作業になると考えています

○11番（藤川博和君） ということは、解体工事の中に公園化のあれも、復旧工事も含まれておるとですね。

○復興課長（島田誠也君） 解体工事については、県の事業という形になりますが、原状復旧、芝張りとかそういったところまでそちらの工事の中に含まれているということになります。

○11番（藤川博和君） この件の最後になりますが、今から言うのは、町長に一応答弁をお願いいたします。

先日、NHKの報道番組で日奈久断層による直下型地震が近日中に起こる可能性が高いと報道されました。町はやっと仮設住宅の解体が完了する状況ですね。だけど、熊本地震と同程度の日奈久地震が発生したとき、町に仮設建設の用地はあるかということです。

それと、これは私の意見ですが、現在解体されているふれあい広場の仮設住宅の跡地です。これは非常時の用地として、仮設住宅の用地として購入し、平日は今観光等いろいろありますので、町の駐車場としての活用はできないかということです。

それと、もう1つです。現在のふれあい広場地区です。同じ地区ですけれども、これに内水氾濫が発生しております。これは、先日も陳情書が提出されましたが、この原因としては、辺田見山からの大量の山水です。それと開発による雨水が原因と考えられておりますが、その対策として、ふれあい広場の奥の農地を内水氾濫防止の調整池です、池として活用できないかという考えを持っておりますが、町長の御意見をお願いいたします。

○町長（藤木正幸君） 2つの御質問があったと思います。1つ目から行きたいと思います。

昨日の新聞に災害公営住宅の現状の様子が書かれていたと思います。もう災害公営住宅は全部建っているところと、まだいまだに整備が遅れているところが載っていました。あれを見たときに私も感じたのですけれども、やはり災害が起こるだろうということで、危機を脱するために、町として災害があったときの土地を購入されていたというところはいち早く災害公営住宅とか仮設とかそういったところが早く進んでいたと。どうしてもそういう用地を用意しなかったところが、今現在まだ災害公営住宅が建っていないという現状が昨日の新聞を見ていたら明確に出ているということでもあります。

本町は、地震を受けて困ったことがたくさんありました。その困ったことを解決するというのを私たちがこれからしていかなければいけないところだと思います。町内において、ここの災害に備えるという部分も、これからの私たちの役目だと思っていますので、備える上での土地の確保というのは、今後考えていかなければいけないと考えております。

2番目の内水被害におきましては、今、この辺田見地区から西往還にかけての水路関係、内水被害が起こりましたので、陳情があったものを解決するために今調査をかけております。調査の結果を踏まえて、そういった対策等で応じていかななくてはならないと思います。その中において、ふれあい公園あたりが一番低いところにもなるということの話も聞いていますので、なにがしかの施策を打つ中において、検討をさせていただきたいと思います。

○11番（藤川博和君） どうか、前進という考えでお願いいたします。

次に、2番目の廃棄物の処理の現状についてです。廃棄物の処理については、不当投棄などの違法行為による不適切な処理が問題になっております。町において、産業廃棄物、一般廃棄物または事業廃棄物の処理は現在どのような状況になっているか、お尋ねいたします。

○町長（藤木正幸君） 廃棄物の処理の現状について、お答えをいたします。

廃棄物は大きく分けて、一般廃棄物と産業廃棄物の2つがあります。産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類を言い、それ以外の廃棄物が一般廃棄物とされております。一般廃棄物には家庭一般廃棄物と事業系一般廃棄物、し尿があります。本町におきましては、法にのっとり、一般廃棄物は町内において処理を行い、産業廃棄物は排出事業者が自ら県内の廃棄物処理場において処理するということになっております。

詳細につきましては担当課長より答弁させます。

○11番（藤川博和君） 今現在、町には産業廃棄物処理はどのようになっていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

産業廃棄物の処理につきましては、排出した業者自らが処理するということになっております。産業廃棄物を処理する場合には、廃棄物業者と委託契約を事前に交わして、産業廃棄物管理表を準備するなど、適正な方法で処理する必要があります。

なお、産業廃棄物収集運搬業及び廃棄物処分業の許可につきましては、県の許可を有する者が業務を行っています。また、家庭系の一般廃棄物収集運搬業は町許可となりますが、産業廃棄物収集運搬業の許可を有することが条件となっております。

○11番（藤川博和君） 産業廃棄物の施設は御船町にありますが、この施設を持った業者の方は御船に何社ありますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

産業廃棄物の処分業者は1社であります。

○11番（藤川博和君） 一般廃棄物処理と事業系一般廃棄物処理の違いは、どういう違いがあるとですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

一般廃棄物は家庭から排出される廃棄物であります。事業系廃棄物は事業所から排出される廃棄物となっております。

○11番（藤川博和君） この一般廃棄物は家庭から、ごみ置き場で収集する。それと事業系は業者の方が事業所に収集する。そのとき、この事業系ごみの内容等は、紙、段ボール、それと可燃物になると生ごみもありますね。これも入りますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

生ごみというのは、事業活動を伴わない生ごみも含まれます。

○11番（藤川博和君） では、町には一般廃棄物の収集者、業者の方と、事業系の一般業者の方は、それぞれ何社ありますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

家庭系の一般廃棄物収集運搬を許可しております業者は、町内には2社ございます。また、事業系の一般廃棄物の収集運搬業につきましては、町内が5社、町外が3社許可しております。

○議長（池田浩二君） 傍聴者の方にお願ひします。議会傍聴規則第6条により、帽子を取っていただきますようお願いいたします。

○11番（藤川博和君） この一般廃棄物処理の業者は町から委託をされておりますけど、この委託された業者の方について、何か町民の方からクレームがあったことはありますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

収集につきましてはのクレームというのはございません。

○11番（藤川博和君） 事業系一般廃棄物は事業所との契約ですね。事業者同士の契約となっておりますが、店舗からごみを収集し、そしてこのごみの収集は町内、町外どちらの業者でも、契約すればどちらの業者もやっていいということですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これにつきましては、町内、町外どちらでも構いません。

○11番（藤川博和君） これで、町内の資源物の分け方の冊子の中に、この欄に事業所自ら出すものは町が許可した業者に運搬を委託するか、直接クリーンセンターに持ち込んでください、とありますが、この許可は何か許可するには条件がありますか、町としての。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この運搬の許可につきましては、町外、町内関係なく、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者であれば、これは申請があれば許可をいたします。許可を受けた業者はクリーンセンターに持ち込むということはできます。

○11番（藤川博和君） 大体、可燃物の処理は収集した町内で処分するのが原則となっておりますですね。そすと、町から許可された町外業者の方も、今言われたクリーンセンターに持ち込みは可能ということですね。また、その町外の業者の方は町内から町外への移動も可能ということですね。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

一般廃棄物の処理に関しましては、これは基本的には、廃棄物は町で発生したものは町で処理するというのが原則となっておりますが、産業廃棄物の可燃物としては、町外に移送することは可能であります。

○11番（藤川博和君） なぜこういうのを聞いたかと言いますと、可燃物のごみの処理に関して、最近町のグループです、県内の大手の店舗の方には、グループ関係の町外の業者の方の収集車が多く収集している現状を見ておって、この事業所から出る事業系の一般廃棄物

です、これに生ごみも入っておるから仕方がないかもわかりませんが、なるだけこういう地元の業者に委託できるように、町としてもそういう要請ということはできますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

事業所が稼働しておりますので、収集運搬を変更するという、要請を変更してほしいということは難しいかと思われまます。ただ、今後運搬収集を変更したいという相談があれば、今現在行っておりますけど、地元の、すべての業者を紹介していきたいと思っております。

○11番（藤川博和君） なるべく地元の業者の方を使うように努力していただきたいと思っております。これは、なぜかといいますと、今後御船町には多くの企業を誘致される計画が相当ありますので、こういう事業系の廃棄処理、それと産業廃棄物などの要請をしていただき、これは11月議員研修で宮城県富谷市に研究視察にいきました。富谷市は平成26年にコストコが進出しております。それによって、市の担当者の方から、このコストコが出店した結果、多大な経済効果が生まれたということを知りました。コストコ企業の意向としては、なるだけ地元の企業を優先的に委託して、なるだけ地元の業者が潤うようなことに努力していきたいと言われておりますので、この点、コストコが御船に進出するときに、そういう手助けをしていただきたいと思っております。企画財政課長、どうですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

令和3年春を、コストコのオープンを今目指しているところなんですけれども、これに伴いまして、今議員がおっしゃったとおり、それに伴います企業の話も今若干来ております。今、産業廃棄物だけじゃなくて、このコストコに関しましては、地元の農産物、そのあたりもなるべくコストコに扱ってほしいという、私たちも希望を持っておりますので、今のところ、そのあたりも含めて、今後コストコとの協議の中では若干のうちからの話はしていきたいと考えています。

○11番（藤川博和君） 今課長が言われて心強く思っております。大いに地元業者を優先的に使っていただけるようお願いいたします。

最後になりますけど、広域処理施設です、今現在の進捗はどのような状況になっておりますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今の進捗状況につきましては、地形測量、用地測量、境界立ち会い等が終わりましたので、令和2年から用地交渉に入っていくという予定になっております。

○3番（宮川一幸君） 3番、宮川です。一般質問を行います。

本年度は熊本地震からの復旧期最後の年であります。本格的に復興へ移る重要な年になってくると思います。現在第6期御船町総合計画の策定も進められており、また御船町まち・ひと・しごと総合戦略の最後の年であります。今後、新たな総合戦略の策定も進められていくと思いますが、平成27年12月に策定した御船町人口ビジョンを見てみますと、2060年には御船町の人口は国立社会保障人口問題研究所の推計では1万1,082人、日本創成会議の推計では1万2,596人と推定されております。御船町においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略によるさまざまな施策を講じ、合計出生率が人口置換水準の2.1まで上昇し、かつ人口移動が均衡した場合によるシミュレーションでは、2060年には1万3,374人と想定されております。

また、中山間地域では、熊本地震に係る農地等の災害や少子・超高齢化が進み離農者が増え、鳥獣被害や耕作放棄地が目に見えて点在するようになっております。町が策定した地方総合戦略の中で、御船の素材を活かし、新たな人の流れを作るとして、移住・定住をかなえる受入体制を構築することで、転入者を呼び込み人口減少やコミュニティの活力低下を措置すると明記してあります。

以上のような人口ビジョンや政策を踏まえ、中山間地域における現状と、今後の施策並びに農地保全対策について町長のお考えをお聞きします。

個別の質問に対しては質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 宮川議員の1、中山間地域における移住・定住施策についてお答えを申し上げます。

国が地方創生を推進する中、多くの自治体でさまざまな取り組みが行われており、手厚い助成制度などを実施している自治体も多くある状況にあります。地域間競争が今後激化していくのも考えられます。御船町の移住・定住施策としては、現在手厚い助成制度はなく、効率的、効果的な施策を実施することが非常に重要であると考えております。

そこで、平成27年度から5カ年計画である地方創生総合戦略において、御船の素材を活かし、新たな人の流れを作るを最優先、基本目標として、交流人口の拡大、移住・定住の推進に取り組んでまいりました。中山間地域においては、人口減少が進んでおり、集落行事の維持、住環境の整備など、地域づくりにおける人材を確保することが大きな課題となっております。

そのような中で、町は町内の空き屋を有効活用するため、昨年度御船町全域における空き屋の外観調査を実施し、それと同時に町内不動産業者と連携した御船町空き屋・空き地バンクを創設いたしました。

また、国の移住政策である地域おこし協力隊の導入、現在10名の隊員が本町で活動しております。この10名の地域おこし協力隊員のうち、7名は中山間地域で移住を構えており、地域の区役や行事にも積極的に参加されております。さらに東京や福岡で開催される移住フェアや相談会においても、相談者に、御船町に移住した後のイメージを作っていただくため、お試し移住ハウスを紹介しております。

その他詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○3番（宮川一幸君） それでは、まず中山間地域における人口の現状について、お尋ねをいたします。

まず、町の人口の推計について質問をします。御船町の全町民の過去10年間に於いて、現在の人口と5年前、10年前の人口はどれだけだったのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

御船町の住民基本台帳をもとに10年前の平成22年度、5年前の平成27年度の人口について、お答えいたします。まず、本年末、平成31年3月31日の町の人口は1万6,914人となっております。5年前の平成27年度は1万7,680人です。10年前の平成22年度は1万8,251人でした。過去10年間で本町の人口は毎年減少を続けているところであります。

○3番（宮川一幸君） 今、企画財政課長より説明があったように、町の人口は過去10年間に於いて毎年減少しております。現在1万7,000人を割っている状況であり、10年間で約1,300人が減少している状態です。このように推移している中で、御船町の平坦地区、御船、小坂、木倉、高木地区と、中山間地域、滝尾、水越、七滝、上野、田代に分けた場合の、それぞれの5年前と10年前の人口はどうだったのでしょうか、お聞きします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、平坦地区です。御船校区、小坂校区、木倉校区、高木校区です。これを平坦地区とした場合、10年前の平成22年度の人口が1万3,756人、5年前の平成27年度の人口が1万3,617人です。平成30年度の人口が1万3,399人となっております。過去10年間に於いて、352人の人口減少となっております。

次に、中山間地域です。先ほど議員が言われましたように、滝尾校区、水越校区、七滝

校区、上野校区、田代校区、これを中山間地域とした場合なのですが、ここにおきましては、10年前、平成22年度の人口は4,495人、それに5年前の平成27年度の人口は4,063人、平成30年度は3,515人となっております。過去10年間におきまして、980人の人口減少となっております。

○3番（宮川一幸君） 説明があったように、平坦地域でも人口の減少は見られております。でも、中山間地域の人口が急激に減少しているのがわかります。町の人口減少のほとんどは、中山間地域の人口減少が主な理由と思われまます。このままでは、地域の崩壊につながっていくことが危惧されると思います。特に、中山間地域においては、平坦地域に比べ、少子高齢化が大変進んでおります。中山間地域における65歳以上の高齢化率はどれだけありますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

先ほど述べました平成31年3月31日現在の人口でお答えします。中山間地域の人口は、先ほど述べました3,515人のうち、65歳以上の高齢者の人口は1,612人となっております。65歳以上の高齢化率に直しますと45.9%となります。

○3番（宮川一幸君） 今答弁のあったように、人口3,515人に対し、65歳以上の高齢化率は45.9%と、既に50%近い数値となっております。50%を超えると限界集落と言われますが、限界集落では冠婚葬祭や田んぼ、生活道路の管理など、社会的な共同生活の維持が困難な状態にある集落とされ、機能を失った集落は消滅に向かうと言われております。既に中山間地域はこの限界集落に近く、行政区にあっては危機的状态になっているところもあると思います。数年後には何カ所かの行政区ではこのままでは消滅してしまう可能性もあります。これは、御船町だけの現状ではなく、近隣市町村でも同じようなことが言えると思います。

このような状況・課題を解決し、地方の人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるため、国においては地方創生総合戦略を各自治体で策定するように義務づけております。

そこで町は、平成27年12月に御船町人口ビジョンを策定し、この人口ビジョンにおいて町の将来人口をどう想定しておられますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 平成27年12月に策定しました御船町人口ビジョンでは、2060年度には正味人口が1万3,374人と想定しております。地方創生総合戦略を策定した平成27年度の人口が1万7,651人と比較しますと、御船町は約4,300人程度の減少となると見込ん

でおります。

○3番(宮川一幸君) 町が想定している10年後の中山間地域、滝尾、水越、七滝、上野、田代地区の人口はどのように想定しておられますでしょうか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

御船町の人口ビジョンでは、2030年度、令和12年度になりますけれど、その人口ビジョンをシミュレーションをかけております。その中で中山間地域の人口は2,842人と想定しております。人口ビジョンを策定しました平成27年度の人口4,063人と比較しますと、大体1,200人の減少と見込んでいます。

○3番(宮川一幸君) これは、町として人口減少に対応するための施策を実施した結果でも、これだけ減少したということになります。このような見込みで、既に平成27年度に策定した御船人口ビジョンが示されております。

次に、移住・定住について質問いたします。この推計をもとに、平成27年度から令和元年度まで、過去5年間で町はどのような人口減少に対する施策を行ってきたのですか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

これまでの人口減少施策ということで、まずは、国の移住施策である基礎、地域おこし協力隊、これは平成29年度から導入しております。

次に、町内の空き屋を有効活用するために、平成30年度におきまして、空き屋調査を実施し、この空き屋調査に基づきまして、移住希望者の住居の受け皿となるように空き屋バンクの設置も併せて行いました。また、町内にお試し移住ハウスを設置しまして、移住・定住のホームページを開設したところであります。本年度からさらに昨年度までの事業を有効活用するために、移住コーディネーターを配置しまして、東京で開催される移住相談会にも積極的に参加しまして、移住希望者へのきめ細かな対応を行っているところであります。

○3番(宮川一幸君) 今、回答があったように、町では移住・定住の施策として空き屋調査、空き屋バンク、お試しハウス、移住コーディネーターなどの事業を実施しておられますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

まず、地域おこし協力隊の隊員の中で、中山間地に居住されている隊員は、現在7名おられます。家族も含めると15名でありまして、地域活動にも積極的に参加していると私

は聞いております。

次に、空き屋バンクにつきましては、中山間地区の空き屋2件を登録できたところであり、そのうちの田代西部地区の物件、この1件が県外の方と契約が成立したと今報告を受けております。

次に、お試し移住ハウスにつきましては、8月に東京から2泊3日で1件使用されております。次に、福岡県から1泊2日でまた1件、借用されました。9月に入りまして、鹿児島県の方が13泊14日で使用されております。計4件の実績があります。12月ですけれど、今のところ予約ということで、12月25日から1件また予約が入っております。

また、本年度から雇用しました移住コーディネーターにつきましては、先ほど答弁しましたように、東京で開催される移住相談会に積極的に参加されまして、移住希望者へのきめ細かな対応を行っているところであります。実際に、この移住相談会の参加者が御船町を訪れまして、御船町を案内した事例も2件行っております。来年1月に来町予定の相談者も1人把握しております。これは、昨年度なかったことでありまして、移住コーディネーターを設置しましてきめ細かな対応を行った成果だと考えております。

また、この相談者の中に、上野地区それと辺田見地区などを住居地域を指定して、2～3年後に移住を検討したいという方も1人おられます。相談者の意向にできるだけ答えられるような提案ができるような準備をしていきたいと考えております。ただし、最終的に成果である移住者になった人は、今年度移住相談者の中にはおられません。相談件数を増やして、複数年かけて根気強く対応していく必要があると今認識しております。

**○3番（宮川一幸君）** 今いろいろ事業を実施して、少しずつ歩き出したかなと思います。大変ですが、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

この移住問題については、本当に難しい問題があります。これまでこういった形でいろいろな事業を実施しておられるが、実績がなかなか上がっていないのが現状かと思っております。家の提供ではなく、企業の応援とか場所の提供など、今後は行政だけで考えず、町民と一緒に考えていろいろなアイデアを出し合って移住・定住につなげていただきたいと思っております。

次に、上野吉無田インターチェンジ付近の開発等について、伺います。第6期の御船町総合計画では上野吉無田インターチェンジ付近を産業振興エリアと農業緑地形成ゾーンとして位置づけしてありますが、何か決まった計画はあるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、土地利用構想です。土地利用構想は、土地利用の現状と都市計画のマスタープラン、農振復興計画並びに法的規制等を踏まえた上で、土地利用のあるべき姿を町の方針として示したものであります。したがって、強制力を持っているものではないということです。

お尋ねがあった上野吉無田インターチェンジ周辺は、インターが設置されたことで、物また人の交流拠点としての可能性が高まった地域であるため、産業集積ゾーンとして位置づけたものであります。農業用施設もできるとしていますので、町として具体的な計画は現在のところありません。

○3番（宮川一幸君） 今、具体的な計画はないということだったのですが、計画がないのであれば、いつ頃から計画を実施していくような考えはあるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

土地利用構想で産業集積ゾーンと産業振興エリアと位置づけておりますが、その土地は大部分が民地でありまして、個人、法人が所有されている土地となります。ただ、それを活用する上では、町の方針を尊重していただきたいということで、構想を策定する趣旨、意義でありまして、それに伴う説明責任は町で果たしていく必要があると考えています。

○3番（宮川一幸君） インター周辺は中山間地域直接支払制度の対象農地があると思われまます。もし対象農地だったら今年度が4期対策の最終年度であり、今年度中に5期対策に向けた対象農地の確定がされると思います。もし事業計画中に、中山間地域直接支払制度の対象農地があれば、5期対策が終了するまでの5年間は事業が実施できなくなると思いますが、開発が遅れることとなります。インター周辺の開発を町としても考えていくのであれば、一日も早く事業着手を要望いたします。

次に、上野吉無田インター周辺の道路整備についてお伺いします。道交付金事業でコストコ周辺の町道整備と吉無田につながるマミコウロードと町道上田代線及び津ヶ峰浅ノ藪線の整備の計画をしてあると説明がっております。令和5年度には完了すると説明がありました。町道の整備はできても、県道田代御船線の中原神社から歌野商店の区間の整備はどうなっているのでしょうか、お聞きします。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃいました県道田代御船線の改良ですが、毎年、熊本県が管理されておられる県道それから県の河川に対する改良、それから維持管理並び

に砂防事業に対する、町から県への単県事業要望を毎年行っております。その中で、県道田代御船線の道路改良について、道路の拡幅それから見通しが悪いカーブの改良、続いて平成27年度から道路改良箇所として継続して要望を続けているところであります。

○3番（宮川一幸君） それでは、最後に町長にお伺いします。今、平成27年度から県単要望は行っていると説明がありましたが、一向に整備されるようには感じられません。今まで幾度となく整備の要望はあったかと思えます。この区間の県道整備はできていないのが現状です。

町は、吉無田を町の宝として守り、観光地として整備やPRをされておられます。吉無田への道路整備で、この区間、中原神社から歌野商店までの整備は必要不可欠なことです。

そこで、町長はこの区間の整備についてどう思われているのか、お伺いいたします。

○町長（藤木正幸君） 私といたしましても就任直後から吉無田の自然といったことを満喫していくために、やはり吉無田、吉無田ということを行っています。その中において、やはり吉無田に通る道路問題、これは大きいものがありました。どんなに観光客を誘致しようとしても、まずバスが通らないということが1つのネックでありました。その中において、今回町で行う町道の整備、それとインターから今言われた歌野商店まで、これは県道であります。直後から県に要望を出しております。少しでも要望が聞いていただけるような施策、そういったものも打ってまいっております。

どうか、離合でもいいですからバスがあインターを下りてから吉無田に着くまでに、ここを今までは通れないのを通したいというのが、今後5年間の私の役目だと思っております。いち早く、このバスが離合でもいいから吉無田に行けるように力を尽くしてまいりたいと思えます。

○3番（宮川一幸君） 先進な意見ありがとうございます。地域としても、ここの整備についてはどうかしてはいかにゃんという形では思っていますので、地域でこういったことをしてくださいという形があれば、この上野地域にも井藤議員もいらっしゃいますので、そういった形で一緒に手をつなげながら、この事業着手に少しでも早目にできるような形で協力していきたいと思えますので、副町長も県から来ていらっしゃいますので、そちらの御尽力をよろしくお願いたします。

次に、七滝中央小学校の児童数確保について質問を行います。御船町人口ビジョンでも示されているとおり、御船町の人口は年々減少していくものと想定されております。特に、

中山間地域においては、少子高齢化が急速に進んでいると言わざるを得ない状況であります。この現実七滝中央小学校の児童数の減少につながっているものと考えております。この七滝中央小学校は自然環境に恵まれ、特色のある教育活動を推進している小規模特認校でもあり、地域とともにある学校で、今回博報賞も受賞し、教育環境に恵まれたこの七滝中央小学校の児童数減少に対する施策について、質問をいたします。

○町長（藤木正幸君） 2番目の、七滝中央小学校の児童確保についてお答えを申し上げます。

七滝中央小学校の児童数は、現在78人であります。今後の見通しとしては、令和4年度から小学校への入学者の減少が町全体として予想され、七滝中央小学校においても入学する児童数が減少する見込みとなっております。七滝中央小学校は、小規模特認校として町内全体から通学できる学校と位置づけております。また、学校給食についても自校にて提供しておりますので、特認校としての魅力を、七滝中央小学校校区以外の校区の皆さんにも知っていただき、一人でも多くの児童が七滝中央小学校に入学しますよう努めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○3番（宮川一幸君） 町立七滝中央小学校の児童数についてですが、過去10年間の児童数はどのように推移しておりましたでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） お答えします。

平成22年度から順次、平成22年度は61人、平成23年度は70人、平成24年度は71人、平成25年度は75人、平成26年度は82人、平成27年度は83人、平成28年度が85人、平成29年度が78人、平成30年度が85人、令和元年度が78人となっております。平成22年度から平成27年度までは微増しており、その後は横ばいの状況です。

○3番（宮川一幸君） 中山間地域の子どもの数は、住民台帳等で把握できると思いますが、町立七滝中央小学校の令和2年以降の児童数はどのように想定しておられますでしょうか。また、令和2年度以降、6年間の新入学児童数を含めた年度別在校児童数の推移はどのように推計されているのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（西本和美君） 先に、現在もう既に生まれていらっしゃる1歳以上の方から推計をしました、来年度以降に入学する子どもの数からお知らせいたします。七滝中央小学校に居住する来年度、令和2年度入学と平成25年度に生まれた子どもたちは5人です。再来年、令和3年度に入学する予定の子どもは17人です。その後は、令和4年、令和5年

の入学者がそれぞれ5人ずつ、令和6年と令和7年に入学する予定の人数が6人ずつとなっております。

全校生徒の推移を申し上げます。来年度、令和2年度の全校生徒は67人、令和3年度が72人、令和4年度が62人、令和5年度が53人、令和6年度が45人、令和7年度が44人と、年々減少する見込みとなっております。

○3番（宮川一幸君） それでは、令和3年度から複式学級になるということになるのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 現在の予想では、令和3年度に2年生が5人、3年生が7人、計12人となります。単学級の基準が17人以上ですので、このままの数であれば2年生と3年生が複式となります。

○3番（宮川一幸君） 七滝中央小学校は小規模特認校としての指定を受けられて、平成20年9月に受けられて、児童数の確保に努力されてきておると思いますが、特認校としての指定を受けてからの校区外からの受け入れの年度別の児童数の実績はどのようになっているのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） お答えします。

平成21年度、平成22年度、平成23年度はそれぞれ5人、平成26年度は6人、平成25年度は1人、平成26年度はいらっしゃいません、平成27年度が7人、平成28年度は4人、平成29年度は3人、平成30年度は6人、令和元年度は現時点で4人、小規模特認校として来られています。

○3番（宮川一幸君） 七滝中央小学校は平成18年度に校舎を新築して、平成25年には給食センターとは別に単独調理場として改修を行っておられます。また、令和元年には、エアコンの設備の整備も行っておられ、ほかの小学校にはない教育施設の環境が整った学校ではないかと思っております。

また、地域とともにある学校の取り組みで、先ほども申しましたが、博報賞を受賞している学校でもありますが、このままでは将来廃校になる可能性もあるのではないかなと思います。

教育委員会として、今後どのような施策を打ち、児童数の増加を考えておられますでしょうか。

○教育長（本田恵典君） お答えいたします。

先ほど学校教育課長が申しあげましたとおり、2年後には2年生と3年生が複式学級になるという、そういった見通しです。これは、滝尾小学校も同じ状況にありまして、御船町全体でも生まれてくる子どもの減少が続いていると、そういったところです。

こういった流れに歯止めをかけることというのはなかなか難しいことだと思いますが、議員の御指摘のとおり、七滝中央小学校は素晴らしい学校に今成長をしております。この素晴らしい学校を存続させるためには、現在の七滝中央小学校の保護者、それから地域の皆様の自助努力も必要かと思いますが、町長も申しあげましたとおり、小規模特認校としての本校の魅力を積極的に今後発信していくことが大事ではないかなと考えております。

そのために、今後、宣伝のチラシといいますか、小規模特認校の良さを知らしめる、そういったチラシ等を作成して、町内の保育園等に出向きまして、保護者会等で本校の魅力を説明してまいりたいと考えております。

さらに、町長を交えました総合教育会議及び教育委員会会議において協議を行い、有効な手段を今後提案してまいりたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 児童数の増加に本当に努力していただきたいと思います。

その中で、近隣自治体を、定住促進事業を調べてみますと、定住の意思を持って住宅を新築及び購入され、中学生以下の扶養親族を有する家族には補助金が支給され、扶養親族の年齢によっては加算金まで補助金を支給する制度があり、建設する地域まで限定した要綱がある自治体がありますが、近隣自治体の実績等を調査したことはありますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

上益城郡内の近隣市町村を調べてみました。益城町と甲佐町で移住・定住に推進としまして、この助成制度を設けていらっしゃいました。まず、益城町です。益城町の例につきましてお答えいたします。目的です。この目的は飯野地区、津森地区、それに福田地区、この3地区の人口維持並びに少子化対策が目的で、転入及び同じ場所に建て替える場合以外の転居が補助対象とした制度となっております。補助金は基本金が100万円で、未就学児1人当たり10万円、小学生1人当たり20万円、それに中学生1人当たり5万円の加算金があります。平成30年度の実績としまして、同制度の実績が27世帯あります。3地区で、大人が42人、中学生が5人、それに小学生8人、未就学児が33人の計88人の人口が増加しております。

次に、甲佐町です。甲佐町も同じような助成制度を実施されております。平成30年度の

実績が15世帯、59人が助成金を申請されておりまして、うち町外から32人の転入者がありまして、人口増に結びついているということでした。

○3番（宮川一幸君） 今の報告で、益城町や甲佐町ではこの補助制度が移住・定住につながっているのではないかと思います。御船町では子育て世代の移住・定住に対する手立ては何もありません。熊本地震からの復興期になりますので、ぜひこの時期に定住促進事業として空き屋バンクやお試しハウスもされておりますが、子育て世代への定住促進のため、補助要綱を作り、実施していただきたいが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（藤木正幸君） お答えを申し上げます。

総合戦略を策定したとき、転入ファミリーへ助成を事業計画に掲載しましたが、平坦部では助成を行わずとも民間によりまして開発が行われ、そちらのほうへ売買後の契約が進んできたところが現状であります。次期総合計画の中に、中山間地域への移住を意図的に推進できるように、こういった仕組み等を考えていきたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） ぜひ、中山間地域はもう先ほども人口の推移とかいろいろお聞きしましたが、減少の一途をたどるだけでなかなか増えることはないと思います。町長の施策として、こういった要綱等を作っていただいて、中山間地域にも少しでも目を向けてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上、これで今のところは終わります。

次に、中山間地域の農地保全についてお伺いいたします。御船町において、農業は1つの基幹産業と言われるほどの重要な産業に位置づけられてきております。しかし、農業に従事する現場では、年々高齢化が進み、新規就農者についても毎年いるかいないかといった状態であります。農地の遊休荒廃化が急激に進んでおります。今後、若い世代の新規就農者が増えるということは期待できないと思います。優良農地が荒廃地化することは、私自身農業従事者でもあり、大変残念なことであります。病虫害や有害鳥獣の発生源となり周りの耕作者にとっても大変迷惑なものとなります。

また、遊休荒廃地や耕作放棄地が増えれば景観も損なわれることになり、早急に遊休荒廃地や耕作放棄地の解消を進めることが必要であります。これまで農業従事者はもちろんのこと、行政や農協が主体となってこの問題に取り組んでこられ、それでも遊休荒廃地や耕作放棄地がなかなか解消されないのは、残された荒廃地に共通の問題点があるからではないかと思います。

そこで、中山地区における農地保全について質問を行います。

○町長（藤木正幸君） 中山間地域の農地保全対策について、お答えを申し上げます。

本町では、農業生産条件の不利な中山間地域において、農業生産の維持を図るため中山間地域等直接支払交付金を活用し、農道、水路整備をはじめ、農地保全などさまざまな取り組みが行われております。

また、中山間整備事業による圃場整備や水路等の整備も5地区で進められています。しかしながら、農業者の高齢化また熊本地震の影響もあり、生産条件の悪い棚田等においては、今後耕作放棄される農地が増加することが懸念されているところであります。遊休荒廃地解消事業活用による農地復旧される面積はごくわずかであり、このことは全国的にも問題とされているところであります。

このような状況の中、中山間地域の農業生産の維持・向上を図るためには、優良農地の整備を図ることが重要だと考えております。

詳細については、担当課長より答弁させます。

○3番（宮川一幸君） まず、中山間地域直接支払の事業の制度について、お伺いいたします。

令和元年度で4期対策が終了しますが、1期から全体の対象面積の推移をお伺いいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず第1期対策、平成12年から16年まで、こちらの総対象面積が335.9ヘクタールとなっております。次に、第2期対策、平成17年から平成21年まで、こちらが393.6ヘクタール、次に、第3期対策、平成22年から平成26年まで、こちらが402.6ヘクタール、次に、第4期対策、平成27年から平成31年、令和元年まで、こちらが353.9ヘクタールとなっております。

○3番（宮川一幸君） 次に、1期から4期までの中山間地域直接支払制度への参加農家戸数の推移をお伺いいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、第1期対策が1,304戸、次に第2期対策782戸、次に、第3期対策740戸、第4期対策628戸となっております。

○3番（宮川一幸君） 農家の減少への対策は、この間何か行ってこられたのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

第1期対策から第4期対策まで20年が経過しております。このような状況の中、参加農

業者の方の高齢化が進む中で、離農される農業者の方も多くなり、この状況に対する対策は非常に難しいことと考えております。

○3番（宮川一幸君） やっぱりこの数字を見ただけでも、聞いただけでもこれだけ離農されているというのが現状なんで、人口減少も致し方ないのかなと思っております。でも、それともう1つ、3期対策から4期対策への移行時に、対象面積が50ヘクタール程度減少しております。この農地は現在どうなっているのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

正確な数値は把握しておりませんが、現地確認や集落農業者の方と対話する中で、約3割が水稻または野菜の作付、約3割がクリなどの樹園地に、残り4割が棚田など耕作条件の悪い農地であるために、耕作放棄地状態となっております。

○3番（宮川一幸君） では、今町が確認している遊休荒廃地と耕作放棄地の面積をお伺いたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

平成30年度現在、農業委員会で把握している面積が遊休荒廃農地と耕作放棄地面積を合わせまして、約169ヘクタールとなっております。こちらの面積につきましては、町全体の農地面積の約1割となっております。また想定といたしましては、平坦地域が3割、中山間地域が7割と思っております。

○3番（宮川一幸君） 農業委員会で耕作放棄地の解消事業を行っていらっしゃると思いますが、どのような事業なのでしょう。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

県の補助事業の耕作放棄地解消事業がございます。事業の内容としましては、農地の再生、こちらが10アール当たり3万円、営農定着、こちらは作物の作付という中身になりますが、こちらが10アール当たり1万円となっております。

○3番（宮川一幸君） こういった感じで、なかなか事業もありますが、耕作放棄地も解消できないというのが現状かなと思います。それで、荒廃した農地が今後増え続ければ、有害鳥獣のすみかを増やすことになります。今以上有害鳥獣が増えることになると思います。9月議会で岩永議員が一般質問されておりますので、有害鳥獣被害への現時点での町の対策についてはわかっておりますが、鳥獣被害の減少にはなかなか至っていないのが現状ではないかと思っております。

そこで、提案なんですけど、岩永議員と数名の議員で「鳥獣被害対策の防除と防衛のあり方について」という形で研修に行ってきました。そのときに話されたのが、イノシシ等の生態系を熟知した専門指導員を町に配置できれば、鳥獣被害は必ず減少するというので、ぜひ御船町も専門指導員の配置を検討お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

そうですね、9月議会のときに岩永議員から御質問がありまして、11月19日に鳥獣被害対策の専門家を招きまして、午前中に北田代公民館、午後に東上野中公民館で「イノシシ・シカの生態について」また「侵入防止柵の適正な設置方法と、餌づけストップによる被害防止策について」の講演と現地指導を行っております。住民の方からは大変学ぶことが多かったとの声を多くいただいております。

議員御提案のとおり、専門的知識を持つ指導員を配置すること。このことは、鳥獣に対する正しい知識の伝達及び侵入防止柵の効果的な設置方法、また地域ぐるみで餌づけストップを実践する方法など、効率的な地域巡回指導が可能となり、また継続的に実施することにより深刻化している農作物被害を最大に抑止でき、特に被害が大きい中山間地域の農業生産の向上に大きくつながりますことから、重要なことと認識し、内部で協議を進めてまいります。

○3番（宮川一幸君） 大変前向きな回答、ありがとうございます。本当に中山間地域で鳥獣被害の問題というのは深刻化しておりますので、本当に前向きに検討をお願いいたします。

次に、中山間地域の圃場整備について伺います。現在御船町で計画されている中山間地域総合整備事業の広域連携型について伺います。事業実施に伴う採択要件及び補助率等をお伺いいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

中山間地域総合整備事業広域連携型につきましては、第2上益城中央中山間地域総合整備事業として御船町、益城町、甲佐町の3町で事業に着手しております。採択要件としましては、圃場整備と用水路整備、また農業用ため池整備面積を合わせて受益面積がおおむね60ヘクタール以上となっており、御質問の圃場整備につきましては、御船町で4カ所、甲佐町で3カ所が採択に向けた法手続を現在行っております。補助率につきましては、こちらは負担割合になりますけれども、国55%、県30%、地元負担が15%となっております。

○3番（宮川一幸君） そのほかに採択要件はないのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

要件というよりも、事業に着手する上での必須事項ということで、相続登記、こちらの登記の完了というのが必須であります。

○3番（宮川一幸君） 相続登記の関係ですが、農地が何代も前の名義人で、相続ができない農地があれば圃場整備ができないということになります。これは、今回うちの地域でもそういったのがありましたので辞退したところもあったんですが、今後農地を守っていくには圃場整備が必要ではないかと思っております。相続登記ができない農地があれば、その地区の圃場整備を断念しなければいけなくなります。

そこで、今後は国に登録の規制緩和を要望していく必要があるのではないかと思っております。

また、先ほど確認しました中山間地域直接支払制度も来年より第5期対策が始まりますが、参加農家や対象農地の見直しがあると思いますが、その中で熊本地震やその後の豪雨災害で、被災農地の災害復旧等のおくれなどにより、生産意欲の低下等で離農される農家もまた増えてくるのではないかと思っております。また高齢化を理由に離農する農家の方もおられるのではないかと思っています。また一段とそうすると耕作放棄地が増えてくると思われませんが、中山間地域の農地保全のため遊休荒廃地や耕作放棄地を少しでも減らして、また圃場整備ができなかった農地や遊休荒廃地、耕作放棄地を作らないために、昔でいう狭地田のような、小規模な圃場整備事業を行い、中山間地域の農地保全を行っていかなければいけないと私は思っておりますが、町はどのようにして遊休荒廃地や耕作放棄地を増やさないような施策を考えておられるのでしょうかお尋ねいたします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

熊本地震及び集中豪雨の影響により、耕作条件の悪い農地においては、耕作放棄される農地が多くなると想定しております。中山間地域における農地及び農業生産のこれからを考えますと、県営事業等の大規模な整備事業の要件に該当しない地域の農地をどのように活かしていくか、また、どのようにして優良農地を増やしていくかが重要なことと考え、議員御指摘のとおり、まずは小規模な整備、狭地田に係る助成を単独で支援すること。このことにより小規模な団地が形成され、農作業の効率化、農業生産の向上にも大きくつながり、かつ耕作放棄地の発生抑止も見込まれます。

このことは、時が経てば経つほど高齢化も進み、農業者の方の農業生産意欲も低下してまいりますので、これから内部での検討を進めてまいります。

○3番（宮川一幸君） はい、ありがとうございます。今回、農政事業のことで2件ほど回答をいただきました。担当課長より本当に前向きな回答がありましたが、最後に町長の考えをお聞きして、この質問を終わりたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○町長（藤木正幸君） 宮川議員の御質問にありました中山間地域における農地保全対策につきましては、今課長が答弁しましたようなことで今後大事なことだと思います。

町といたしましても、やはり中山間地域にはこういった圃場整備を含めて荒廃農地を極力少なくしながら、離農される方がないように、今後私たちとしても努めてまいりたいと思っております。

○3番（宮川一幸君） 今、そういった形で回答がありましたので、今後は時間を見ながら、いろいろ進捗状況をお聞きしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

これで一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。ここで、午後1時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第18号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第18号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 報告第19号 専決処分の報告について**

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第19号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第42号 御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第42号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第43号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第43号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、「御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第44号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、「御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第45号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第45号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） 質問いたします。

前回の条例改正及び今回の条例改正で、役場職員の身分、報酬に関するすべて新制度への移行に対する条例の制定、これが完了することになったのかなと思います。一部、前回の答弁と被る部分が出てくるかもしれませんが、次の点に対してわかりやすく御説明をお願いいたします。

まず確認ですが、これまでは、役場職員には任期の定めのない常勤職員です、一般職員です。皆さんもそうですね。それに1年単位の再任用職員、そして3年から5年間の任期付職員、ここまではいわゆる正職です。それ以外に非常勤職員と臨時的任用職員、臨時職と言われる方です。これが民間で言えば非正規ですとかパートですとか、それに近い雇用形態だったかなと思います。

前回と今回の条例改正をもって、このうち後に申しました非常勤職員と臨時的任用職員、いわゆる民間で言えば非正規職員の方々の採用形態が変わって、新たに会計年度任用職員1本になるということだと思います。この認識が間違っていたら御指摘ください。

そして、今回のこの採用形態の変化により、これまで御船町の中にたくさん臨時職員の方とか非常勤の方が働いていらっしゃいました。今働いていらっしゃる方々に、どのような実際具体的な影響があるかどうか。これについて御答弁をお願いいたします。また、職員の実態です。現在の職員の総数は何人で、そのうち、いわゆる正規の方々と非常勤、臨時的任用職員です、いわゆる非正規、パートみたいな方々です。この方々の数はそれぞれ幾つで、割合はどのようになっているか、お願いいたします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、福永議員が言われたところはそのとおりだということです。この会計年度任用職員という制度につきましては、地方公務員法の改正により来年、令和2年4月1日から完全に会計年度任用職員制度に移行するというので、9月の議会において条例の制定をして

いただきました。今回、人事院勧告に基づく給料改定分として会計年度任用職員についても給与改定の一部改正ということで、今回提案をするものです。

先ほど言われました制度が変わることで、非常勤職員または臨時職員にどのような影響があるのかという御質問だったかと思います。まず、大きく変わる点につきましては、給与についてです。これまで手当等の支給はありませんでした。今回、制度への移行によりまして特に期末手当が支給できるようになりました。それと、通勤手当について、今回支給をするということになっております。

それとまた、一定の期間、年1回の職務経験に伴う昇給が可能となるということで、大きく変わるのは給与体系が変わるということになります。

それと、現在の職員ですけれども、先ほど正職ということで、今年度の数字で申し上げます。正職員が178人です。そして再任用職員が4人、任期付職員が26人ということで、計の208人です。これは、先ほど言われました定員管理の中にある数字であります。それと非常勤職員が87人、臨時職員が28人ということで、115人が非常勤・臨時職員ということになっております。この方たちが来年度におきましては、会計年度任用職員ということになります。割合からいきますと、全体正職員208人に対して、非常勤職員が87人、臨時職員が28人ということで、割合としては35.6%の方が会計年度任用職員に来年度移行するという形になります。

○9番（福永 啓君） 今の御説明の中で、これまで臨時職員、非常勤職員の方々に対して待遇がよくなるということで、これはやはりこれからここで働いていく方々にとってはモチベーションが非常に上がっていいことかなと思います。ただ一方で、やはり身分の安定です。これがなかなか難しい。例えば、民間でしたら5年間同じ場所で働いていれば6年目以降から、身分はそのままです。しかし、任期だけは限りのない職員に変更しなければならないという法律の定めがあります。あとはそのようなものとしては、障害者雇用もそうです。パーセンテージがありまして、それを満たさない場合には、罰金を払わなければいけないとあります。しかし、公務員にはそれがありません。本来、目的としてやはりずっと働いていらっしゃる方の身分の安定、これも必要な部分があるのかなと私は感じております。そのために国は制度を作っているわけですから。そのあたりにも十分配慮をして、今後この運用に当たっていただきたいなど。決して民間と格差が出ないような形でしていただきたいなどと思います。

あと1つ、職員の総数なんですが、結局300人なんです。これが多いか少ないか。よく多いと言われるかもしれませんが、私は決して多くはない可能性が、というか少ない可能性がある。例えばそもそも日本の公務員数は外国と比べて少ないです。1万人当たりの公務員は半分以下なんです。企業と比べましても110億、今だったら200～300億円のお金を扱っているこの御船町。一般企業は大体1人当たり3,000万円ぐらいなんです。そうしますと、一般企業でもこの規模の財政規模の会社だったら300～400人は普通に雇っているんです。私はあまり実は多いという気はしていません。いろんな議論があるかと思います。多角的な面から見て、そういう職員の方々の身分についてきちっと考えた上で今後新たな任用になるわけですから、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えします。

定員管理につきましては、定員管理計画等に基づきながら適正に運営していくところがあります。ただ、今回会計年度任用職員ということで雇用いたしますが、今非常勤、臨時職員として業務に当たっていただいております。大変重要な業務にも当たっていただいているところです。一般事務の補助であったり、福祉関係の業務等、保育関係、または学校教育関係、社会教育関係で活躍をしていただいておりますので、重要な人材だと考えております。

そのような中で、定員管理計画または町の財政状況等も踏まえながら管理は行っていきたくたいと。まずは住民サービスの低下につながらないような施策、運用、雇用ということで今後とも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための  
関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第46号、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第47号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第47号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第48号 御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第48号、「御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、「御船町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第49号 御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第49号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、「御船町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第50号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第50号、「御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（田上 忍君） 今回の改正により、御船町の放課後児童育成事業、何か影響するところはありますか。

○子ども未来課長（田中智徳君） お答えします。

今回の改正につきましては、支援員の受講資格というのが明確化されて、いろいろ研修が多くなったとか、あと養護教員の先生が受講資格ができたとかいうことで、受講資格の拡大ということで、支援員の受講生が増えるということになります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、「御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第51号 御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第51号、「御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、「御船町公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第14 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第52号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第53号 令和元年度御船町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（池田浩二君） 日程第15、議案第53号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯英君） 2点について質疑をいたします。

1点目は、歳入説明書の3ページ、熊本地震に係るみんなの家移築1,700万円、同じく5ページに移築費が1,300万円計上されておりますけれども、これはどこの分でしょうか。また、なぜ別計上になっているのでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 中城議員の質問にお答えします。

先ほど言われたみんなの家の移築事業につきましては、全員協議会で説明をいたしましたふれあい広場とふれあい第2仮設のみんなの家の合築事業の費用となっております。歳出に3,100万円ほど計上させていただいておりますが、そのうちの、先ほどおっしゃいました3ページにあるみんなの家移築費1,751万3,000円につきましては、熊本県の復興基金で見えていただける分、補助対象基準額の4分の3の部分がこちらで計上されております。

5ページの熊本地震に係るみんなの家移築費1,369万4,000円については町の負担分ということで、町の創意工夫分から繰り入れて財源として充当するという形で分けて計上させていただいております。

○1番（中城峯英君） 歳出に3,000万円、45ページにありますね。合わせて3,000万円、はい、あります。これを合体といいますか。私、見に行きましたけれども、1つは解体して一番奥のほうにありますよね。それが残っていますよね。それと、またこちらに2つありますので、向こうを撤去してこちらに移築するということでしょうね。はい。それはわかりました。

それと、次2点目です。説明書の4ページ、ふるさと納税寄附金が3.5億円増加されて、4.5億円、これは説明のときに嬉しい誤算ということでしたけれども、これだけ急激に増えたということは、どのような取り組みをされたのか。また、受付サイトを増やしましたということですが、それぞれのサイトの予定額が、マクロでいいですから、わかれば御説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回12月補正予算で、今、中城議員が言われたように、当初予算で1億円、今回3億5,000万円を増額補正しまして、4億5,000万円ということで計上させていただいております。寄附を集める取り組みとしましては、まず募集経費の見直しを行いました。支援サービスの委託料を精査しまして、募集経費と募集外経費に分けました。募集外経費委託料の部分を返礼品代に充てたことによりまして寄附単価を下げることができ、寄附が集まったということになります。

また、新規の返礼品としまして、JAかみましきの米「森のくまさん」それに「ヒノヒカリ」などを出したことによりまして、そこに人気が集まりまして結果としてそのほとんどが3億5,000万円程度の増額に結びついたということになります。

受付サイトにつきましては、現在、楽天ふるさと納税、それにふるさとチョイス、ふるまる、Wowma!ふるさと納税をしています。今年度から新たに新規の受付サイトを開始したのが、さとふる、それにQoo10、ふるなびの合計で7つのサイトを活用しております。各サイトの納税の見込額なんですけれども、全員協議会でもお示しはしておるんですけど、楽天ふるさと納税が約2億9,000万円程度です。しかしこれはまだ見込みということになります。ふるさとチョイスが約7,800万円です。ふるなびが約100万円程度、Wowma!ふるさと納税が約300万円程度、さとふるが約3,900万円程度です。それにQoo10が約100万円と、ふるなびが約4,000万円と、これを合計しますと4億5,000万円を今現在見込んでいるところになります。ですので、昨年の実績が9月議会で言いましたように、約2億5,000万円程度でした。それが今回新たにサイトを増やす。それとふるさと納税返礼品

を増やす。その中でも米なんです。米を入れたことによって米が伸びたということになっております。

○2番（井藤はづき君） 3点お尋ねします。

まず、歳入予算説明書の2ページですけれど、公営住宅ストック総合改善事業とありますけれども、説明をお願いします。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

歳入説明書の2ページにあります、公営住宅ストック総合改善事業補助金というものにつきまして、こちらは国の社会資本整備総合交付金の事業のメニューの1つになりますが、既設の公営住宅について計画的な改善、更新を総合的に推進することによって、公営住宅ストックの居住水準の向上と総合的な活用を図るための事業のメニューという形になります。

主な事業としましては、公営住宅の外壁改修であったりとか、屋上防水、長寿命化計画などがこのストック改善事業補助金というものが活用されることになりますが、今回の補正におきましては、公営住宅の解体の部分についての効果促進を図るという位置づけでこの補助金を計上させていただいているところになります。

○2番（井藤はづき君） 2点目です。歳出予算説明書の16ページに、避難行動要支援者システムとありますけれども、この内容を教えてください。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

災害対策基本法の規定により災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿を避難行動要支援者名簿として作成が義務づけられております。御船町では、平成23年度より避難行動要支援者システムを導入しております。今回の補正は、現在リースをしているこのシステムの契約が平成27年2月15日から令和2年2月14日までであり、当初は契約満了後の無償譲渡を想定していましたが、機器に劣化が見られるため譲渡は受けずに機器の更新を行うこととしました。現契約の切れる2月から3月末までの2カ月分の費用を補正しております。

○2番（井藤はづき君） 3点目です。歳出予算説明書の33ページに、マミコウロードの調査とありますけれども、この内容と、また今後の計画について概要を説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは、地方創生道整備交付金事業による広域農道の詳細設計が必要ということで、

予算を計上しております。施工箇所につきましては、国道445号から広域農道に入りまして、上野の屋敷、虹の大橋の手前までが計画路線となっております。

○2番（井藤はづき君） 今後、どういうふうに進められていくのかも併せてお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

今年度詳細設計を行いまして、令和2年度に事業計画の提出、それから令和3年度に実施計画を作成しまして、その後着工で、令和5年度に完了という形で今から事業を進めてまいります。

○4番（福本 悟君） 3点のうち、まず1点目を伺います。歳出の35ページになります。農林水産業費の林業振興費になります。19節の食べる竹・使う竹・見せる竹生産支援事業、まず補助金について説明をいただきたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては補助金につきましては、まずは竹林整備に係る事業費の2分の1以内の補助、それと簡易作業道の整備につきましては、定額でメートル400円の補助を行うものとなっております。

○4番（福本 悟君） 少し中のほうに入っていきますが、この事業に生産支援ということで、単に荒廃竹林の整備の事業にこれが充てられるのかどうか、回答をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、採択の要件としまして、事業主体は3戸以上で構成された任意団体となります。次に、整備できる竹林につきましては、0.1ヘクタール以上、それから最後になりますけれども、事業完了後、3年以上継続してタケノコの生産を行うこと、ということが採択の要件となっております。

○4番（福本 悟君） 今の最後になりますが、生産ということは、これは販売まで必ず行うという認識でいいでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

そのとおりで、タケノコの販売というところまでつなげるということになっております。

○4番（福本 悟君） では、2点目の質問になります。37ページになります。商工費の13の委託料ですけれども、『ONE PIECE』ブルック像の委託料ですけれども、この説明を見ますと、具体的な内容等をしたことが決定したために増額とありますので、当初どのような計画がどのように変わってこのように確定したのか、開催日も含めて、内容のほう等も願

いをしたいと思います。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

ブルックの予算100万円につきましては、前回、9月の補正予算におきまして、ブルックの委託料を集英社の関連の、一応著作権等の委託料。これは除幕式関連なんですけれども、式典も含めたところで予算を計上しております。それに併せまして、12月7日、8日、益城町と阿蘇市で行われました除幕式の関連で、地元の歓迎レセプションの関連で一応ふるまい等を計画するというので、各市町村や関係の8市町村で今計画をしているところなんですけれども、その中で、御船町におきましてはブルック、音楽に関する銅像になりますけれども、音大とスタッフを募集しまして、御船の若手スタッフのメンバーといろいろな計画を今しているところです。

この100万円の内容につきましては、それに対する歓迎のレセプションのイベント、それと音楽ですから、楽器あたりの搬送とか、その出演料、それとブルックに合ったふるまい、食材です、その食材費あたりを計上して、これから計画をしていきたいと思っています。

日にちにつきましては、今計画的には3月29日です。28日が熊本市と聞いておりますので、それに向けて準備を進めてまいります。

○4番（福本 悟君） 最後の質問に入ります。

歳出予算説明書の63ページになります。教育費の16節、原材料費ですけれども、説明が恐竜グッズ販売に係る原材料費とありますけれども、当初予算を見ると、ここの項目を探すことができません。見ると、新規な原材料として受け止めていいのか。それと、歳入を見ると、もともとあった予算が名称が少し変わったかのように思えますが、そのところの説明を求めたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今言われたのは、63ページですね、当初予算では原材料費ということで900万円程度計上しておりました。今回、この名称のほかに恐竜グッズ販売に係るというのが追加になっています。このほうが予算参考資料としてはわかりやすいということで今回追加したということになります。当初予算約900万円に対しまして、今回300万円追加したという形になります。

○4番（福本 悟君） では、今の関連の最後の質問になりますが、今回、歳入では6ページ

になりますけれども、諸収入の中に恐竜グッズ販売収入で450万円の歳入の補正があります。それと、歳出については先ほどの300万円の原材料費の補正ということで、これを見るからにして、入館者が増えて、この原材料費が足らなくなったのか、それともこの購入者が多かったのか、そのあたりの大体の経緯等の説明を求めます。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

グッズの件ですけれども、来館者そのものの人数につきましては昨年並み、横ばいのような状態です。議員がおっしゃるとおり、単純に購入者の方が多かったのかなと現場としては認識をしているところです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（森田優二君） 説明書の40ページです。一番下に工事請負費が約600万円ほど出ております。この路線が書いてありますけれども、大体どのあたりを、どういう工事をするのかをお願いします。

○建設課長（野口壮一君） まずは場所なんですけど、町道荒瀬妙見坂線です。災害公営住宅の一丁目の第2団地に、今年、令和元年6月豪雨のときに、このちょうど荒瀬妙見坂線のほうからの雨水が団地の方面に流れてきたと。原因として、上のほうに山つきの下に農業用水があるわけなんですけど、そこからオーバーフローした水が、この町道に流れ込んでくるということで、この荒瀬妙見坂に今敷設をしてあります側溝が管渠型です。丸い管渠型の200から250の側溝なんですけれども、その雨水を拾うグレーチングあたりが少なかったというのも1つの要因で、団地内に流れ出ていったということで、今回、その側溝を約95メートルありますが、側溝の敷設替えをします。今年の豪雨の時の写真がちゃんと残ってありましたので、大体どこら辺に流れ込むという想定ができておりますので、それを、その箇所にグレーチングの蓋を多く使用して、断面もU型側溝の300に敷設替えをします。端末のほうは、もう既に300の側溝が入っておりますので、上流のほうを大きくするわけにはいきませんので、合わせたところで側溝の300を95メートル今回敷設替えをするという内容になっております。

○7番（森田優二君） 確認ですけれども、場所的に団地の裏側に下りる道があると思います。あそこぐらいまで敷設替えとなるんですか。位置はカーブのところとか、そのあたりですか。

○建設課長（野口壮一君） 今議員がおっしゃったように、団地の裏の入り口がありますけど、

そこの先に、こっちから行けば手前ですけれども、柵がありますので、その柵から上流に向けてカーブまでです。さっきも言いましたように、写真で見えているところがありましたので、そこまで95メートルを敷設替えをするという計画になっております。

○7番（森田優二君） 私も9月に団地の内水問題が起きたということで、一般質問をさせていただきました。まずは、今のところは内カーブになっているところ、今そこの道の右側にあと3軒できております。そこの裏にも土のうを積んである状態なんです。そこをまずはU字溝の敷設替え、そしてグレーチングもある程度水が落ちるようにするというので、1つは解決するかなと思っております。ただ、やはり大雨のときは、本当に雨が降るときは、あそこはその上から、要するに妙見坂から流れてくる水が大変多うございますので、それだけでも無理してというか、オーバーして、下の道のほうに流れ込む可能性はあると思います。

もう1つは、そのときも言ったように、裏の道です、これはやっぱり造成するときには本当は2メートル後退のところできちんとするべきものだったと私は思うんですけれども。ただ、今回の場合は、そこがまだしてありませんので、そこにもう1回大きめのU字溝を裏の道路にいけるというやり方をすると、より団地内に水が行かないというか、そういうことになってくると思います。そこまでしないと、住民の方も、来年は心配という話をされておりますので、早急にそちらの改良も計画に入れていただければと思います。恐らくこの場で聞いても返答にはなりませんけれども、ただ、来年度予算あたり、今からですので、そこらあたりも含めて、やっぱり災害公営住宅ですので、そこに入居されている人の、地下に水がたまつたとなると、これは問題になりますので、早急にそういったところの対策も検討いただきたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員がおっしゃいましたように、やはり入居者の方々の不安解消のためにも、その辺、令和2年度あたりの予算にも要求をしていって、その辺を改善していきたいというふうに進めたいと思います。

○11番（藤川博和君） これは確認ですけど、ブルック像です、今商工観光課長は3月にされると言われましたけれど、私は朝の一般質問で公園の完成は5月になるとお聞きしましたが、3月に間に合いますか。

○商工観光課長（作田豊明君） ブルック像の設置につきましては、ブルック像の場所の設定を今やっているところです。解体が2月いっぱい終わりますので、3月中にはもう芝張

りの状態になります。それにあわせて、設置場所を決めてやっていきたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 住宅課長、今の回答で間違いないですか。私は午前中は何もかもが5月に芝張りのあれで聞いておりましたけど。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

午前中の一般質問で、仮設住宅の復旧につきましては、芝張りあたりは4月にずれ込んでくるであろうというお答えをさせていただきました。今回、ブルック像を建設設置される予定の場所については、現在仮設住宅が建っていないところを候補地として考えておられて、もう芝張りまで終わっている場所を選定されているということで、建設に当たっては仮設の解体作業とは重なってこないという認識を持っております。

○11番（藤川博和君） ということは、公園は完全に完成せずして除幕式を行うということですね。

○商工観光課長（作田豊明君） ブルック像の設置につきましては、先ほど議会の全員協議会で説明しましたように、中心部という話があったんですけど、中心部ではこのふれあい広場が使えないということで、川辺のほうに寄せまして今設置を考えているところです。これから最終的な設置をしっかりと決めまして、いろいろなイベントあたりもこの中でできるように、そして、経済効果につながるような広場にしていきたいと思っております。

○11番（藤川博和君） この間の説明です、これに1つお聞きしますけど、これの施工前で、都市再生計画の適合性は整備前のあれになっておりますね。整備後は御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例及び施行、この必要があるという、この違いはどう違うのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） この間の説明の中で申したことでしょうか。もう1回よろしいでしょうか。

○11番（藤川博和君） この間、御船町ふれあい広場観光拠点としての活用についての案、この分の2ページのところに書いてありますけれども、この施行規則改正、これは条例だから議会の承認が要る、どこをどう改良するのか、改定。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

今、ふれあい広場の利用につきましてはある程度制限がつけられておりますので、その制限を外したところで計画をできればと思っております。

○11番（藤川博和君） 制限と言われたのですが、その制限が知りたいとです。どこを改定するか。ただ漠然と書いてあるから、改定の内容がわからんとです。

○商工観光課長（作田豊明君） 改善の内容は、まだ今検討中になっておりますので、そこは今度示したいと思っております。都市公園の機能としては、計画に沿っていきの広場をもって、そして賑わいをもっていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） 予算説明書の歳出の資料でお願いいたします。まず、3款の民生費で、26ページ、仮設住宅の解体に伴うエアコン再利用とありますが、以前いろんなところで聞いたときには、仮設住宅のエアコン等は再利用はできないようなことを、みんな県に返却するというのを聞いていたと思うんですが、いかがですか。

○復興課長（島田誠也君） お答えします。

以前、議員からお尋ねがあった時点では、被災者の方とかに配布したりとか、そういったのができないかというお問い合わせだったかと思えます。その後、解体に当たりまして、熊本県とプレハブ協会のほうでの協議がなされまして、プレハブ会社によって取り扱いはまちまちですけれども、処分をされるような備品については、有効活用を図ることができないかということになりまして、業者との協議によって市町村で必要な物品については無償譲渡で対応することができるということになっております。ただ、業者によってはすべてリース物件として物品を揃えておられる業者もありますので、そういったところはもうお返しされるということで町にいただけない部分もありますが、購入をされていて、要らないので処分をするという物品については、市町村で必要とあれば申し出を行って熊本県を通じて払い下げを受けるという手続きができるようになっております。

○10番（田上 忍君） それはとてもいいことだと思います。そうしましたら、そういう情報というのは、嘱託員会議とか、そういうところで流しているんでしょうか。

○復興課長（島田誠也君） 今回、譲渡先は市町村を限定されておまして、まず各課に情報を流しまして、各課で公共施設等で活用できる物品あたりについての紹介をして、復興課で取りまとめをして、解体の際にそういった物品が出るようであれば譲渡を申し込むという形をしております。幾つもらえるかというのが解体の段階にならないとなかなか難しいところもありますので、各区あたりの公共性の部分でお使いいただける分には大丈夫かと思っておりますので、その辺についても、時期を見て、流せるようであれば流していきたいなど。各課によっては、公民館でサロン事業とかをされる場合に、公民館にエアコンが

ない、整備がなされていない公民館等もあると聞いておまして、そういったのを、サロン事業の中で取り付けるということを考えておられる課もございますので、まずは各課の要望調査というものを今かけさせていただいているという状況です。

○10番（田上 忍君） 各課ということですが、ぜひ嘱託員会議等でも情報を出してほしいなと思います。今課長もおっしゃったように、公民館とか集会所、今ついてないところにこれから何とかしてつけたいんだけど、何か補助金とか何とかないだろうかということ聞かれるところもあります。ですから、こういうものがあれば、もう喜んで向こうはいただけるものと思われると思いますから、ぜひそういう情報を収集して、いいものはそういう再活用をお願いできればと思います。

次ですが、28ページ、4款の衛生費になります。非常勤職員の報酬が上がっています。この説明をお願いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） お答えします。

保健師が1人産休に入っております。乳幼児健診につきましては、栄養士、保健師、歯科衛生士等で乳幼児健診を行うわけですが、保健師の業務が眼科の受付だったり問診チェックだったりを行います。保健師が今現在、職員が5名、非常勤職員が1名、それと外部が1名、外部から2名ですが、受付を行ったり眼科を行ったり、それと問診を行っているわけですが、最後の個別の保健指導等が時間を要します。特に子どもの状態だったり、母親の状態、その聴き取り相談を行うわけですが、スムーズに行くのがほぼ15分から20分、それと問題があれば30分ほどかかりますので、どうしても保健師が足りないということで、今回要望を出させていただきました。

○10番（田上 忍君） 私の質疑の仕方が悪かったのかもしれませんが、ここに、当初は25時間で見込んでいたけれども、ということが書いてあるじゃないですか。だから私はこのことを、どうしてこうだったのに、適正な時間を29時間だからって、そこでプラス4時間を追加している。何で、当初予算で25時間にしたんですか。最終的に、結局48週ですか、ということは一番頭から29時間必要だったと。だったら何で最初から29時間にせんだったんですかと、そういうことを聞いたかったんですよ。

○健康づくり支援課長（本田太志君） すみません、保健師のほうをちょっと間違えておりました。非常勤のほうですね。これは、議員御指摘のとおり、本来であれば年度当初週29時間で計上しなければならないところを、間違えて25時間で計上したという単純なミスでござ

ざいます。大変申し訳ございません。

○10番（田上 忍君） 単純なミスということですか。企画財政課長、こういうところは、予算のヒアリング等でいろいろチェックされているところですけど、その辺はどうなんですか、チェック機能としては。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 当初予算は、各課から予算案の要望がありまして、うちの企画財政課のヒアリングを受けます。その後、私のヒアリングを受けて、その後に町長、副町長のヒアリングという形に、今チェック体制という形になっておりますが、企画財政課の私のほうでも、担当課から当初は25時間でいいという要望があり、そのまま認めていたところが、雇用関係で29時間雇用されたということで、その分の4時間の差額がここに出たと。

今回なぜ12月に補正になったかというのは、今のところ29時間で雇用されても予算はありましたけれど、実際今から先1月以降計算されたところが足らなかったということで今回補正予算になって、若干企画財政課長の私のチェックの甘いところがあったと認識しております。

○10番（田上 忍君） 最初からの間違いじゃなくて、後から、やっぱり本当は必要だったということですよ。

では、次に行きます。33ページ、5款の農林水産のところですか。広域農道の虹の大橋の外灯の付け替え、取り替えということで上がっております。この説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは、広域農道の虹の大橋の点灯不具合による照明器具の取り替えとなっておりますが、中身につきましては、故障により欄干の照明器具がつかなくなったということで、あちらの橋の上のほうを夕方散歩される方も多いと聞いておりまして、そういった連絡がありましたので、急遽電灯等の取り替えの必要があるということで、今回補正計上しております。

○10番（田上 忍君） この虹の大橋の外灯というか、電灯については、たしか数年前も故障してついてなかったかと思うんですよ。何か根本的な原因とか、そういうのがあるんでしょうか。どうなんでしょう。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

前回のときは私もわかりませんが、今回は照明器具の23台の取り付け、それと点

検まで含めた附帯工事ということで予算を計上させていただいております。

○10番（田上 忍君）　今回はそうやって取り替えてくれるということで、これからはよくなっていくかと思えます。また、住民の方もちょくちょくあそこを通られるから、町にも要望というか、おかしいよと来ているかと思うんです。何か前も言ったけど全然聞いてくれないと。今回、そういう声も聞いております。ですから、そこら辺の対応はちゃんと説明していってもらえればと思います。

　　こういうふうにならざる大掛かりな工事になると時間がかかってしまうので、できないんだよということを説明してもらえればいいのかと思います。

　　続いて、7款の土木費のところ、先ほど中城議員からもありましたみんなの家の移設ということで、今回ふれあい広場のは移設になってくるんですけども、ほかのところも含めて今みんなの家、全体としてどこかに移設するようなことが決まっているものがありましたら教えてください。

○復興課長（島田誠也君）　お答えします。

　　現在、みんなの家の利活用について、9月の囑託員定例会において、各地区にみんなの家を移築して地区集会場として活用ができないかというところでの紹介を出させていただいて、7地区から移築の希望が来ております。現在、各地区のヒアリング調査、現地調査を行って、移築する場所であったりとか、どういったことに利活用を考えておられるとか、そのあたりについて現在各地区との協議を進めている段階です。まだ正式にどこのみんなの家はどこに移築するとか、そういったのが決定しているのはございませんが、利活用としては、先ほどの、こちらのみんなの家をふれあい広場に移す分は決まっております。第1と第2の分を移築する。あとは、学童保育施設として七滝中央小学校地区で使えないかという御要望もいただいておりますので、その辺を含めて、今後決まり次第また議会にも報告をしていきたいと、今検討段階ということになっております。

○10番（田上 忍君）　そうやって利活用が前に進んでいるということで、安心いたしました。

　　続いて、あと残り教育関係になりますが、まず、50ページから幾つか出ていますが、エアコンが設置されたことよっての補正予算が出ております。これは、各学校予算がかなりまちまちなんです。この要因というのを教えてください。安いところでいったら7万2,000円、高いところでいったら60万円を超えておりますので、そこです。お願いします。

○学校教育課長（西本和美君）　お答えいたします。

そもそも各学校で、もともとの電気代、毎年使っている電気代に少し差があるということ。特に御船小学校の場合は、電気代が上がっております。それは実は、順を追って申しますと、この電気代、冬場になると下がるのではないかと思われがちですけれども、夏場の最高出力、一番使ったときの最高出力に基本額を掛けた額というものが、1年間継続されます。それで、7月及び8月に最高出力が出た場合は、その出力掛ける基本額というところが、それを上回る出力があるまで、継続してかかってまいります。多いところでは、月に3万円から4万円、そのことだけで増額しております。それと、今年の冬場はそういうこともありまして、電気料が嵩むためにストーブも一緒に使っていただくことにしているんですけれども、もともと御船小学校はストーブの利用もなさってなかった。ほとんどストーブも使ってなかったということで、ストーブの代わりにエアコンを使っただけの暖房というところも考慮されて、特に御船小学校分は増えているように思います。

○10番（田上 忍君） わかりました。七滝中央小学校はストーブの活用とかが多いから減っているということですね。

ちなみに中学校は幾らぐらいですか。

○学校教育課長（西本和美君） 御船中学校と小坂小学校につきましては、昨年度からエアコンを使用しておりましたので、そこの2校については、今回増額はあっておりません。

中学校は大体一月に30万円ほどエアコン代がかかっております。4月から12月までで、一番多い月、8月請求分が41万3,898円、一番少ない月で、12月請求分28万8,500円となっております。

○10番（田上 忍君） わかりました。というと、中学校に比べたら小学校はかなり低いと、全部合わせても中学校には及ばないというところみたいですね。

次54ページ、木倉小学校のトイレの漏水とありますが、この説明をお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） こちらにつきましては、給食室前に1つ前の、給食を作っていたときに使用していたトイレが残ってございました。そこの給水のところが緩くなっておりまして、少しずつ漏水していたものに気づくのが遅れたということが原因で、今回補正することになりました。

○10番（田上 忍君） では、これは、いつからいつ頃まで漏水していたと考えられますか。

○学校教育課長（西本和美君） 今回のことが学校から報告がありまして、こちらに水道代のことを確認させていただきました。大体6月請求分なので、5月の途中からそのような状

況にあったと思われます。

○10番（田上 忍君） わかりました。なるべく早く気づけばもっと少なく済んだかなと思います。

最後の質問になりますが、59ページ、カルチャーセンターの非常用照明の欠陥とありますけど、この説明をお願いします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

カルチャーセンターの建築設備の法定点検を今年度行ったところですが、その中の指摘の中で、非常用照明、案内灯を含めて部分的につかないものもありましたので、その部分の改修費用を計上しているところです。

○10番（田上 忍君） すると、これはいつからつかなかったとか、そういうのはわからないんですよね、きっと。地震でつなくなったりとか、その辺はどうですか。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

法定点検については毎年行っているんですけども、今年度の点検においてそういった箇所が見つかりましたので、改修をさせていただくという形になりました。

○議長（池田浩二君） ほかに。

○12番（清水 陟君） 説明書の65ページ、農業用の施設の追加分が出ております。4カ所と3カ所、それから下は22カ所とありますが、この上のほうの7カ所分、金額にしても570万円程度だから、大したあれじゃないと思うんですが、農業用はこうやって出ていますけれども、土木費としての追加分はありませんでしたでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 土木としては、今のところは補正は出ておりません。昨日も、答弁の中にもありましたように、工事としてやる分もあるし、修繕費として対応するものもあります。よって、今回の補正予算には計上がなされていないという状況です。

○12番（清水 陟君） まだ漏れている箇所があると思いますので、そういうところもちゃんと調べて出していただきたいなと思います。

そして1つお尋ねなんですけど、里道はどこかの管轄でしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 里道は国から町に権限移譲をなされていますので、今、里道については町では建設課で管理ということになっております。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

まず、補正予算説明書の歳出の9ページです。情報通信特会の繰出金が500万円ほど発

生しております。この理由をお答えください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これは、情報特別会計の繰出金ということで、今回情報特会の補正も上げております。それで、加入者の増に伴いまして、工事費も増額になっております。その関係で、今回一般会計からの繰出金ということになっております。

○9番（福永 啓君） 加入者増になると、本来収入が増えるので、繰出金が少なくなるのかなと思うのですが、やっぱりこういうのが毎回出てくるんです、加入者増に対する繰出金が増えてくると。困ったもんだなと思います。

次、47ページ、消防費、防災センターの落成式及び備蓄品等が入っております。これは防災センターの落成式が今度23日に行われるということなんですが、もう既に工事はすべて終わったのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

工事につきましては、12月10日に完成をしております。

○9番（福永 啓君） 道路側のところの砂、あそこの何もしてない、ただ山砂があるところで、横にクラッシャーランだけが敷いてあるところがあるんですが、あそこが、終わっているのだったらどうしてこうなっているのかなど。あのあたりは、一定の雨が降れば若干水没するところですが、これぐらいは。そして流れていきます。実は、今日現在も既に山砂の幾つかが、まだこの程度の少量の雨で既に水路の中に幾つか山砂が流れているような状況です。

としますと、やはりこれは早急な補修等が必要不可欠だと思いますが、そのあたりについては、いかがでしょうか

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

建物の工事自体は完成をしたということで、あと法面の関係ですけれども、私もちょっと現場を見に行きました。確かに少量の雨で流れた跡があるということで、今後の雨を考えた場合、下に用水路等もありますので、法面の保護はする必要があるということで、今担当と対策を検討しているところであります。まず、法面の保護をして、舗装をしてない部分、砂利の部分につきましても今後の利用も考えて検討していきたいと思います。

○9番（福永 啓君） あそこは早急にしないと、だんだん詰まっちゃいますので、もう既に大分、今程度の雨でも、もう既によどんだ水が目の前にはございますので、早急な対応が

必要だと思います。お願いいたします。

それと60ページ、御船町全国大会等出場助成金が増えています。これは大変喜ばしいことだと思います。これはどのような団体に支出したか。ぜひここでお答えください。どこのところに、できればすべて。記録しておきたいので。

○社会教育課長（沖 勝久君） 質問にお答えします。

全国大会等出場助成金につきましては、本日までに把握している分で19件ございます。それを個別ということでしょうか。はい。

それでは、個人ですけれども九州大会で2019年九州小学生4年生テニス選手権大会に出場された方がおいでです。2件目が、これも個人で九州大会です。2019年度第70回全九州高等学校選手権水球競技大会に出場されております。3件目です。これは団体ですけれども、小坂ジュニアソフトボールクラブが九州大会に参加をされております。これが第21回西日本小学生ソフトボール大会です。4件目です。これが団体で、高木ジュニアゲートボールクラブが全国大会に出ております。第24回全国ジュニアゲートボール大会です。5件目です。これは個人ですけれども、U-12ジュニアサッカーワールドチャレンジに出場されております。6件目です。これも個人です。全国大会ですけれども、第54回全日本高等学校男子ソフトボール選手権大会、高校総体です。こちらに出場されております。7件目です。これは団体ですけれども、御船中学校サッカー部です。九州大会です。第50回九州中学校サッカー競技大会、九州中体連大会です。8件目です。これは個人ですけれども、令和元年度全国高等学校定時制通信制体育大会第29回サッカー大会です。9件目です。これも個人です。これは九州大会です。第9回九州中学校テニス競技大会に出場されております。10件目です。これも個人です。全国大会です。令和元年度全国高等学校定時制通信制体育大会第29回サッカー大会に出場されております。11件目です。これは個人です。全国大会に出場されております。第16回全国小学生学年別柔道大会です。12件目です。これは個人です。九州大会ですけれども、第9回九州中学校テニス競技大会です。13件目です。これは個人です。全国大会に出られております。第42回2019年度全国JOCジュニアオリンピックカップ夏期水泳競技大会です。14件目です。これも個人で全国大会です。2019年度第43回総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント大会に出場されております。15件目です。これは団体です。九州大会です。第41回九州ゲートボール大会兼第34回日本ゲートボール連合杯九州地域ゲートボール選手権大会に出場されております。16件目です。これは全国

大会です。第95回日本選手権水泳競技大会オープンウォータースイミング競技です。17件目です。これは個人で九州大会です。令和元年度第81回末広杯全九州高等学校選手権新人水泳競技大会に出場されております。18件目です。個人で、全国大会です。2019年少林寺拳法全国大会inあいちに出場されております。最後19件目です。これは個人で九州大会です。第14回全九州高等学校ソフトボール秋季大会に出場されております。

19件のうち、全国大会が10件、九州大会が9件の申請をされ、助成金を受け取られておいでです。

○9番(福永 啓君) 本当に、今話を聞いているだけで、私が知らない全国大会レベルの活躍を町民の方がされているのを聞いて、大変誇らしく思いました。ぜひ、そのような活躍につきましては、広報等に載せていただいて、結果も併せて知らせていただければと、励みになると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長(池田浩二君) ほかに質疑はありませんか。

○3番(宮川一幸君) 歳出の予算説明書の11ページですが、町税還付金のところなんですが、900万円今回は補正してあります。過年度分の雑損控除関係という形で書いてあるんですが、おおよそ何件ぐらいの予算立てをしてあったのでしょうか。

○税務課長(上村欣也君) お答えします。

件数的には190件です。

○3番(宮川一幸君) これは地震のための家屋の雑損控除だったのかなと思うんですけども、これも3年ぐらいまではたしかできたと思うんですが、それで来年度はもうないような形になるんですか。

○税務課長(上村欣也君) はい、そのとおりでございます。また、この還付が発生する場合がありますけれども、確定申告を行っていない方が申告したというのと、あとは修正申告という形で、このことで修正申告が雑損控除という形でされていることよっての還付が発生したということになります。

○3番(宮川一幸君) それで、33ページなんですが、5款の不動産購入費の件です。足水地区の16筆を購入契約が整ったので契約したという形で、この農道については、今後農道として管理をされるんですか。お伺いします。

○農業振興課長(井上辰弥君) お答えします。

これは管理は農道として管理を行っていきます。

○3番（宮川一幸君） あと最後です。先ほど質問がありましたが、47ページの防災センターの件ですが、今回竣工しました。箱物はできたんですが、今度は中の備蓄品等はいつ頃準備されるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

センターは今度完成したということで、次回からは中身の充実を図っていくと、備蓄品の充実を図っていくというのが、今後の課題となっていくかと思えます。地域防災計画の中にも備蓄品の規定もありますので、それを目標に順次整備を行っていくということになるかと思えます。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、「令和元年度御船町一般会計補正予算（第6号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これもちまして、散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時28分 散 会